

四国電力株式会社「坂出發電所２号機リプレイス計画
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成２４年１０月３１日

経済産業省

本日、電気事業法第４６条の１４第１項の規定に基づき、四国電力株式会社坂出發電所２号機リプレイス計画環境影響評価準備書について、四国電力株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場 所：香川県坂出市

原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

出 力：２８．９万キロワット

２．これまでの環境影響評価に係る手続

＜環境影響評価方法書＞

環境影響評価方法書受理	平成２２年 ４月 １日
住民等意見の概要受理	平成２２年 ６月 ２日
香川県知事意見受理	平成２２年 ８月２３日
経済産業大臣勧告	平成２２年 ９月２７日

＜環境影響評価準備書＞

環境影響評価準備書受理	平成２４年 ３月２８日
住民等意見の概要受理	平成２４年 ６月 ５日
香川県知事意見受理	平成２４年 ８月 ６日
環境大臣意見受理	平成２４年１０月１９日

問い合わせ先：電力安全課 田所、檜福

電話：03-3501-1742（直通）

【四国電力株式会社坂出發電所２号機リプレイス計画環境影響評価準備書
に対する勧告内容】

1. 温室効果ガス

- (1) 本事業による二酸化炭素排出削減効果を早期に発揮するため、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。
- (2) 事業者全体として最大限の二酸化炭素排出削減を図るために、当該設備が事業者の所有する火力発電所の中でも二酸化炭素排出原単位が最も低い水準である間、当該設備の利用率をできる限り高い水準に保ち、事業者が保有する他の発電所の稼働分担を適切に行うなどにより、事業者全体による二酸化炭素排出の一層の低減に努めること。
- (3) 建設段階における二酸化炭素排出削減のため、本事業の施工者に対して、低燃費型建設機械やＬＥＤ照明の導入等の省エネルギー対策の推進及び混合セメントの利用等の非エネルギー起源二酸化炭素排出削減対策の実施に努めるよう求めること。
- (4) 本発電所の発電設備は、長期目標の対象年次である２０５０年までの稼働が想定されていることから、２０５０年までに温室効果ガス排出量８０％削減を実現するために、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策についても継続的に検討を進めること。

2. 廃棄物

工事や施設の稼働に伴い発生する廃棄物の処理を他者へ委託する場合は、処理委託先及び処理委託量を把握すること。また、評価書確定後も引き続き廃棄物の更なる有効活用について検討し、可能な限り実施すること。

3. 既設２号機の撤去

既設２号機の撤去工事に当たっては、適切な環境保全措置を講じること。特に、建物等に使用されている石綿由来利用物の撤去に当たっては、施工区域外への飛散防止策を講じること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。